

議案第 31 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成22年三田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) こどものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額の3分の1に相当する額

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。